

訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書

1 事業者・事業所の概要

事業者 所在地 代表者 電話番号 ファックス番号	玉城町 三重県度会郡玉城町田丸114-2 開設者 玉城町長 辻村 修一 0596-58-8200 0596-58-4494
事業所 所在地 代表者 管理者 電話番号 ファックス番号	玉城町訪問看護ステーションたまき 三重県度会郡玉城町佐田881番地 開設者 玉城町長 辻村 修一 坂口 幸子 0596-58-8117 0596-58-8127
介護保険指定番号	2462890043
通常の事業の実施地域	玉城町、伊勢市、度会町、多気町、明和町

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	健康保険法、関係法令等に基づいて、家庭において寝たきり又はこれに準ずる状態及び継続して療養を受ける高齢者、障害者に対して、利用者の状況に応じて適切な看護を提供し、その人に応じた日常生活、望まれる生き方ができるような在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。
運営方針	地域の在宅医療に貢献すると同時に、医療・保健・福祉等の地域関係機関と密接な連携に努め協力と理解のもとに適切な運営を図る。

3 職員体制

職 種	員数	勤務の態勢
管 理 者	1名	常勤1名(兼務)
看 護 師	4名	常勤3名(兼務1名) 非常勤1名
理 学 療 法 士	2名	非常勤2名

4 業務日及び業務時間

業務日	月曜日～金曜日 (土曜日・日曜日・国民の祝日・12月29日から12月31日並びに1月2日及び1月3日を除く)
業務時間	午前8時30分～午後5時15分 業務時間外は24時間電話対応します。

5 サービス内容

事業所は、利用者の主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、その看護師及び理学療法士が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話・診療の補助・リハビリテーション・家族支援に関するサービスを実施します。事業所では理学療法士が看護職員の代わりに訪問し、リハビリテーションを実施します。

※看護職員の代わりに理学療法士が訪問することに ☐同意します ☐同意しません

6 利用料金

(イ)利用者負担金（医療保険法定利用料：訪問看護療養費）

後期高齢者の対象者の方	(基本療養費＋管理療養費＋加算分) × 負担割合
一般の健康保険等	(基本療養費＋管理療養費＋加算分) × 負担割合 重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。

医療保険負担割合証の負担割合を乗じた金額が利用者負担金となります。

また、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所に支払われない場合にあっては、いったん医療保険報酬告示額にある料金をいただき、サービス提供証明書を発行しますので、これを後日市町の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

(ロ)基本料金及び加算料金

医療保険法定利用料：訪問看護療養費			内 容
基本療養費	訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550 円	・ 看護師による場合(週 3 日目までの場合) ・ 理学療法士による場合(1 日につき)
		6,550 円	・ 看護師による場合(週 4 日目以降の場合) (厚生労働大臣の定める疾病等の利用者は、特別指示書が交付された利用者の場合)
		5,050 円	・ 准看護師による場合 (週 3 日目までの場合)
		6,050 円	・ 週 4 日目以降の場合 (厚生労働大臣の定める疾病等の利用者又は、特別指示書が交付された利用者の場合)
	訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500 円	入院中の外泊時にサービスを提供した場合 (厚生労働大臣の定める者に該当する利用者に限る)
管理療養費	訪問看護管理療養費	7,670 円	月の初日の訪問の場合
		3,000 円	月の 2 日目以降の訪問の場合
加算項目	特別管理指導加算	2,000 円	特別な管理が必要な者に対して退院時に共同指導を行った場合
	退院支援指導加算	6,000 円	厚生労働大臣が定める者に該当する利用者に退院日に療養上必要な指導を行った場合
		8,400 円	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対し、長時間に渡り療養上必要な指導を行った場合
	長時間訪問看護加算	5,200 円	厚生労働大臣が定める者に該当する利用者に長時間にわたるサービスを提供した場合
	夜間・早朝加算	2,100 円	夜間：午後 6 時から午後 10 時まで 早朝：午前 6 時から午前 8 時まで
	深夜加算	4,200 円	深夜：午後 10 時から午前 6 時まで
	24 時間対応体制加算	(イ) 6,800 円 (ロ) 6,520 円	(イ) 24 時間対応できる体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合 (ロ) (イ) 以外の場合

	緊急訪問看護加算	(イ) 2,650 円 (ロ) 2,000 円	利用者又はその家族から電話等で緊急の求めに応じて、主治医より指示により実施した場合 (イ) 月 14 日目まで (ロ) 月 15 日目以降
	特別管理加算	5,000 円	特別な管理のうち重症度等の高い場合
		2,500 円	特別な管理を要する場合
	複数名訪問看護加算	4,500 円	看護師（准看護師を除く）又は理学療法士等が同行する場合、週に 1 日に限り算定
		3,800 円	准看護師が同行する場合、週に 1 日に限り算定
		3,000 円	その他職員（看護師等又は看護補助者）が同行し、特別な管理を必要とする場合
		3,000 円	その他職員（看護師等又は看護補助者）が同行し、特別な管理を必要としない場合、週に 3 日に限り算定
	ターミナルケア加算 1 ターミナルケア加算 2	25,000 円 10,000 円	ターミナルケアを行った場合
	ベースアップ評価料(Ⅰ)	780 円	勤務する看護職員その他の医療関係職種の改善を実施している場合の評価(月 1 回)
その他		2,000 円 (30 分毎)	利用者の選択希望により 90 分を超えた場合 30 分毎に実費をいただきます。
エンゼルケア（死後処置）		10,000 円	利用者の選択希望により実費をいただきます。

(ハ) 交通費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費（23 円/Km）をいただきます。

(ニ) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

利用予定日の午前 9 時までにご連絡いただいた場合	無 料
利用予定日の午前 9 時までにご連絡いただかなかった場合	基本料金の負担割合額

7 苦情申立窓口

相談窓口	利用時間、利用方法
玉城町訪問看護ステーションたまき 窓口担当者 竹郷 哲也	利用時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 利用方法：電話 0596-58-8117
☒ 玉城町役場 ☐ 伊勢市役所 ☐ 度会町役場 ☐ 多気町役場 ☐ 明和町役場 ☐ ()	代表(総務課) 電話 0596-58-8200
三重県国民健康保険団体連合会	電話 059-222-4165

訪問看護サービス利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

〔事業所〕

所 在 地	三重県度会郡玉城町佐田 8 8 1 番地
名 称	玉城町訪問看護ステーションたまき

説明者氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意します。

利用者	住 所
-----	-------

氏 名

代理人（選任した場合）	住 所
-------------	-------

氏 名